管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月16日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第12－103号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12－３号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改　　正　　後

別表

機　　関		職
本庁	（略）	
本庁以外の機関	（略）	
	大阪事務所	館長　副館長
	企業誘致・投資促進営業本部	営業本部長　副営業本部長
	（略）	

備考　（略）

改　　正　　前

別表

機　　関		職
本庁	（略）	
本庁以外の機関	（略）	
	大阪事務所	館長　副館長
	（略）	

備考　（略）

附　則

この規則は、令和８年11月16日から施行する。